

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

## 健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標:将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】

- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】

- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特別債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

<旧制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

## 地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

現行制度

(健全財政)

旧制度

(財政悪化)

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

## 健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
  - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
  - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

### 早期健全化基準

### 財政再生基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

実質赤字比率	道府県: 3.75% 市町村: 11.25%~15%	道府県: 5% 市町村: 20%
連結実質赤字比率	道府県: 8.75% 市町村: 16.25%~20%	道府県: 15% 市町村: 30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市: 400% 市町村: 350%	

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

資金不足比率 (公営企業ごと) 20%

### 経営健全化基準

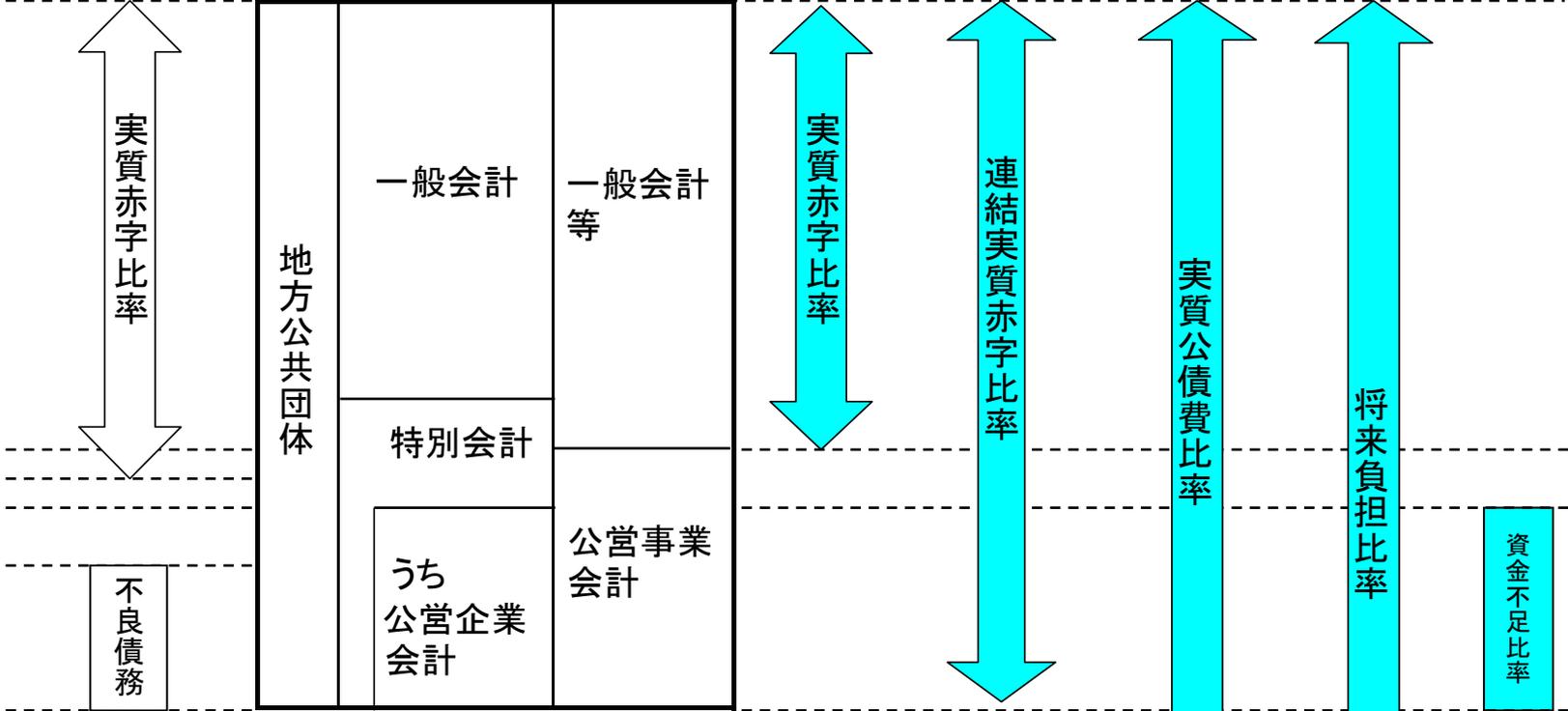
指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(健全財政)

(財政悪化)

# 健全化判断比率等の対象について

(旧制度) (地方公共団体財政健全化法)



※公営企業会計ごとに算定

※公営企業会計ごとに算定

一部事務組合・広域連合

地方公社・第三セクター等

# 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額  
 資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

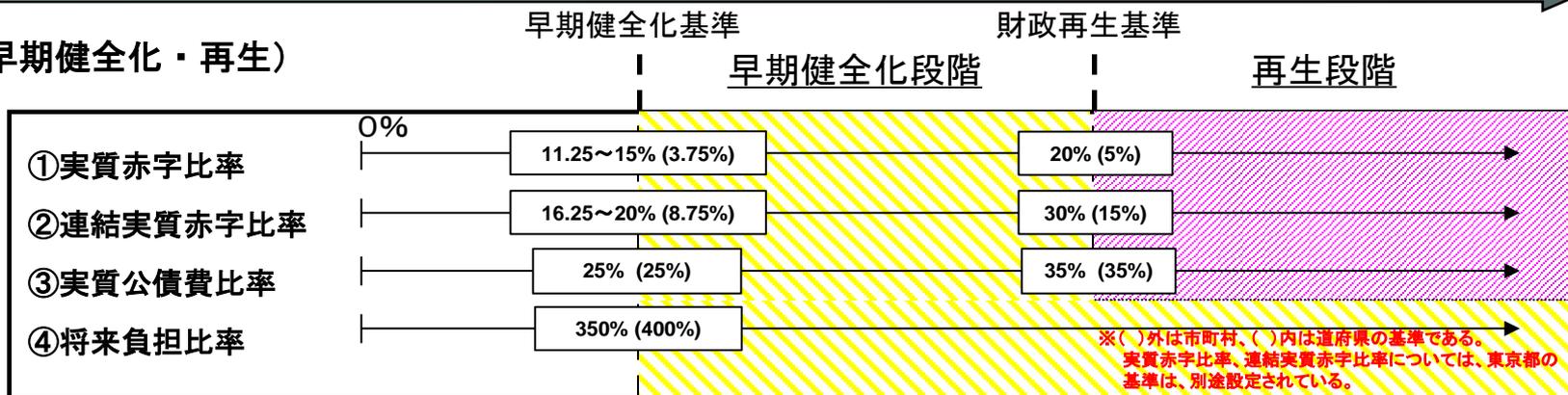
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額  
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

# 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

(財政の早期健全化・再生)



財政悪化

実質赤字比率

0% ①

財政健全化団体の計画目標

- ・①は均衡する(0%)こと
- ・②~④は早期健全化基準を下回ること

財政再生団体の計画目標

- ・①は均衡する(0%)こと
- ・②~④は早期健全化基準を下回ること

(参考)旧再建制度

※旧再建制度においては、再建団体は、実質収支が均衡することが求められる

※連結実質赤字比率の財政再生基準については、H21:40(25)%、H22:40(25)%、H23:35(20)%の経過的な基準を設定。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

(公営企業の経営健全化)

経営健全化基準

公営企業  
会計

⑤資金不足比率

20%

計画目標

- ・⑤は経営健全化基準を下回ること

経営健全化団体

# 平成26年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

## I. 健全化判断比率の状況

### 1. 実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体: なし(25年度決算も同じ)
- 実質赤字額がある団体: なし(25年度決算: 2団体)

\* 一般会計等の赤字の程度を指標化したもの  
\* 早期健全化基準 市町村: 財政規模に応じ11.25%~15%、道府県: 3.75%  
財政再生基準 市町村: 20%、道府県: 5%

### 2. 連結実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体: なし(25年度決算も同じ)
- 連結実質赤字額がある団体: 1団体(25年度決算: 6団体)  
※1団体は、北海道深川市。病院事業会計の資金不足が要因。

\* 一般会計等と公営企業会計等の赤字の程度を連結して指標化したもの  
\* 早期健全化基準 市町村: 財政規模に応じ16.25%~20%、道府県: 8.75%  
財政再生基準 市町村: 30%、道府県: 15%

### 3. 実質公債費比率

- 財政再生基準以上の団体: 1団体(夕張市: 61.0%)  
(25年度決算: 夕張市47.2%)
- 都道府県平均 13.1%、市区町村平均 8.0%  
(25年度決算: 都道府県平均 13.5%、市区町村平均 8.6%)

\* 交付税算入分以外の公債費等の程度を指標化したもの  
\* 早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%

### 4. 将来負担比率

- 早期健全化基準以上の団体: 1団体(夕張市: 724.4%)  
(25年度決算: 夕張市748.7%)
- 都道府県平均 187.0%、市区町村平均 45.8%  
(25年度決算: 都道府県平均 200.7%、市区町村平均 51.0%)

\* 地方債現在高、公営企業や第三セクターに対する債務を指標化したもの  
\* 早期健全化基準 市町村(政令市を除く.): 350%、都道府県及び政令市: 400%  
なお、財政再生基準の設定はない。

### 【参考】財政健全化団体等の状況

○ 財政再生団体 : 北海道夕張市 (25年度決算も同じ)

○ 財政健全化団体 : なし (25年度決算: 青森県大鰐町※)

(※) 青森県大鰐町は、平成26年度決算における健全化判断比率が早期健全化基準未滿となり、今後も基準を下回る見込みとなったことから、今年度完了報告を行った。

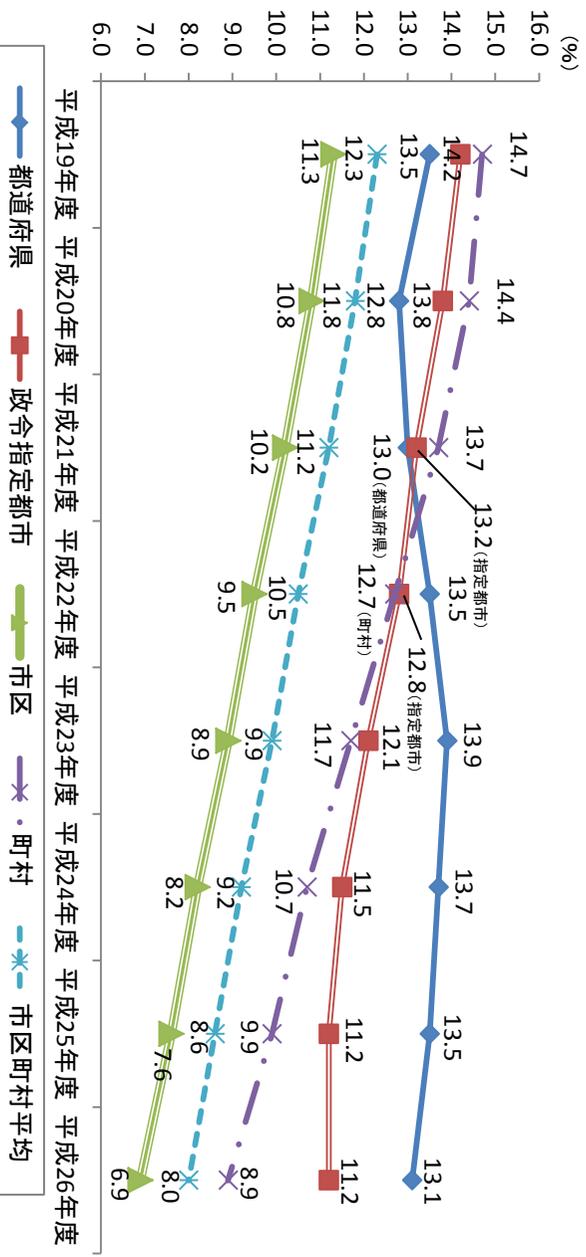
## II. 資金不足比率の状況

○ 経営健全化基準以上である公営企業会計・・・13会計 (25年度決算: 18会計)

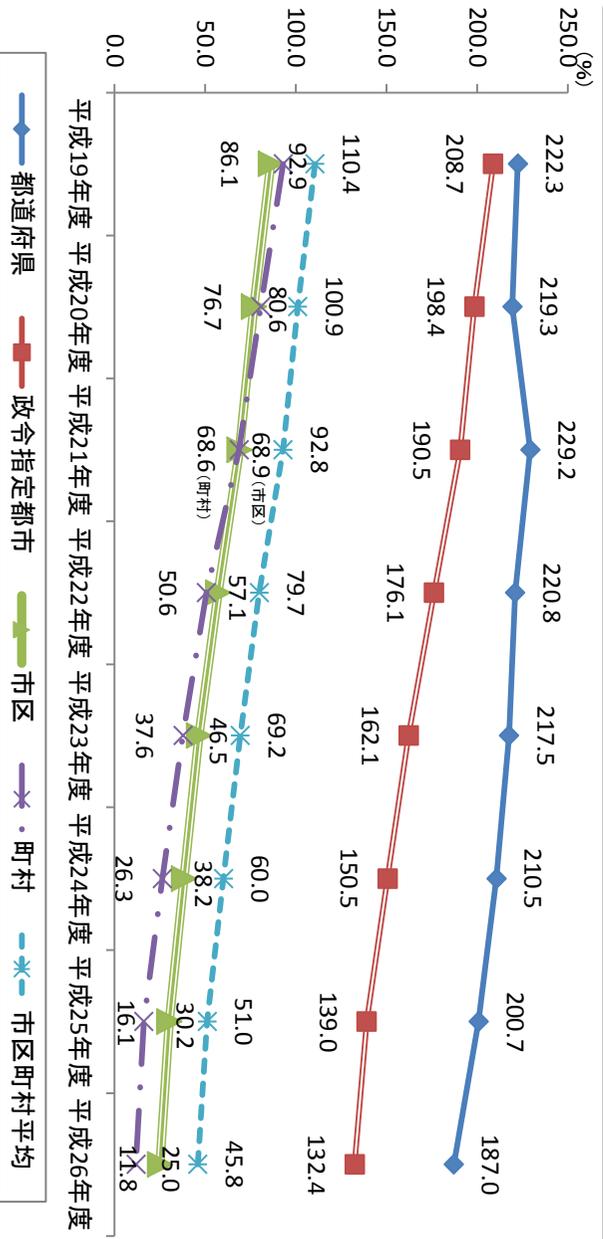
※ 13会計の内訳: 交通事業2会計、病院事業2会計、市場事業1会計、宅地造成事業3会計、観光施設事業4会計、その他事業1会計

\* 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの  
\* 経営健全化基準 20%

## 団体種類別実質公債費比率の推移



## 団体種類別将来負担比率の推移



# 財政再生団体及び財政健全化団体の推移（平成26年度決算）

	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算
<b>財政再生団体</b>	北海道 夕張市						
<b>財政健全化団体</b>	青森県 大鰐町						
	大阪府 泉佐野市						
	北海道 洞爺湖町						
	奈良県 御所市						
	沖縄県 座間味村 伊是名村						
	北海道 江差町 由仁町 中頓別町						
	福島県 双葉町						
	奈良県 上牧町						
	鳥取県 日野町						
	沖縄県 伊平屋村						
北海道 歌志内市 浜頓別町 利尻町							
山形県 新庄市							
群馬県 嬭恋村							
長野県 王滝村							
兵庫県 香美町							
高知県 安芸市							
<b>団体数合計</b>	<b>22団体(1団体)</b>	<b>14団体(1団体)</b>	<b>7団体(1団体)</b>	<b>3団体(1団体)</b>	<b>3団体(1団体)</b>	<b>2団体(1団体)</b>	<b>1団体(1団体)</b>

※団体数合計の( )内の数値は、うち財政再生団体数。

# 北海道夕張市について

## 1. 夕張市の概況

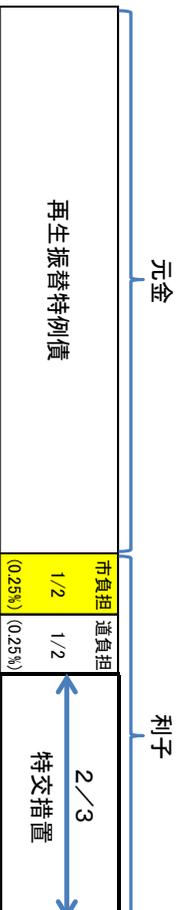
- ・人口…S35 国調(最大時):107,972 人→H22 国調:10,922 人(H27.3.31 住基人口:9,362 人)  
※高齢人口割合…H22 国調:43.8%(道内最高)
- ・面積…763.20k m<sup>2</sup>(うち林野面積:91%)

## 2. 夕張市の財政悪化要因

- ① 歳入減少
  - ・炭鉱の閉山による人口減少に伴い歳入が大幅に減少
- ② 歳出規模の拡大
  - ・観光施設整備(「石炭の歴史村」整備、リゾートホテル取得等)による公債費等の負担、三セクの運営への赤字補てんの増大等
  - ・歳入減少に伴うサービス水準の見直しや組織のスリム化が大きく立ち遅れ、総人件費の抑制も不十分であったこと
- ③ 不適正な財務処理
  - ・会計間で年度をまたがる貸付・償還を行うことで赤字決算を先送り

## 3. 夕張市財政再生計画の概要

- ① 計画策定の経緯  
H22.3.9 総務大臣が財政再生計画に同意
- ② 計画期間  
平成21年度～平成41年度
- ③ 解消すべき赤字額  
322億円(平成20年度決算 経常的一般財源(46億円)の約7倍)
- ④ 主な取組み
  - 歳入：市税の税率引上げ(市民税均等割：3,500円→4,000円、市民税所得割：6%→6.5%、固定資産税：1.4%→1.45%、軽自動車税：標準税率の1.5倍)、**使用料・手数料の見直しなど**
  - 歳出：人件費見直し(基本給平均15%削減)、**事務事業等の抜本的見直し、施設の統廃合**(小学校6校→1校、中学校3校→1校)など
- ⑤ 国、北海道の対応  
国：赤字振替債である**再生振替特別債**の利子の一部負担(特別交付税)など



道：道貸付金借換制度の創設(償還期限の延長)、職員派遣(H27:12名)、一部市道の除雪など

# 夕張市財政再生計画の概要

## I 夕張市財政再生計画のポイント

### 1. 財政再生の期間 平成21年度から平成41年度まで

〔赤字解消までの実質的な計画期間は平成22年度から平成38年度までの17年間〕

### 2. 解消すべき赤字額 322億円

〔平成20年度決算額 標準財政規模(46億円)の約7倍〕

### 3. 基本方針と具体的措置

- ・ 市民生活の安全安心の維持確保の観点から、財政再建計画策定後に生じた諸課題に的確に対応しつつ、財政を健全化
- ・ 地域の活力の維持や将来的なまちづくりのため、限られた財源の中で効果的な政策を展開

#### (1) 歳入の確保

引き続き、財政再建計画と同様の取組を実施

〔財政再建計画における取組内容  
・ 税率等の引上げ(市民税、固定資産税 等)  
・ 使用料、手数料の見直し(ごみ処理手数料 等)〕

#### (2) 歳出の削減

##### ① 人件費の見直し

- ・ 職員数：人口規模が同程度の市町村で最も少ない水準を基本として適正化
  - ・ 給与：全国の市町村の中で最も低い水準を基本として削減  
基本給平均15%削減、各種手当削減(期末勤勉手当1月削減等)により、平均年収ベースで全国最低水準
- 特別職給与等は、財政再建計画同様の取組を実施

##### ② 事務事業の抜本的見直し

- ・ 経常的経費：効率的な行政運営の継続により徹底した削減
- ・ 投資的経費：真に必要なもののみ  
市営住宅再編整備、老朽化した診療所やし尿処理場の改築など市民生活に直結する課題には対応

③ 施設に係る経費の削減

- ・必要最小限の経費を計上するとともに、指定管理者等の活用により経費削減
- (3) まちづくりの推進及び高齢者・子育て・教育への配慮
- ・まちづくり：コンパクトで効率的なまちづくりを目指す
  - ・敬老パス：自己負担額の引下げ（300円→100円）
  - ・保育料：引上げを中止し、平成21年度の水準で据置き

**Ⅱ 国・道等の対応**

- ・地方交付税総額を増額確保するとともに、夕張市を含む条件不利地域や小規模の市町村において、必要な行政サービスを実施できるよう、段階補正及び人口急減補正の見直しを行うことにより、結果として財政状況が改善
- ・再生代替特例債の利子の一部を国・道が負担
- ・地方債資金については、公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）の配分について配慮～再生代替特例債は財政融資資金が全額引き受け、地方公共団体金融機構もその他の事業債を引き受け、夕張市の再生を支援
- ・その他、道の支援として、市町村振興基金貸付金の借換制度の創設、職員派遣、一部市道の除雪の実施など

# 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 開催要綱（抄）

## 1. 趣 旨

地方財政の健全化については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の全面施行から5年が経過している中、現状について分析を行うとともに、課題について検討する必要がある。また、公共施設等の老朽化対策の必要性が生じるなど、新たな課題が生じていることから、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、財政分析手法についても検討する必要がある。

地方債制度については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第123条の規定により、届出制度の開始から3年経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要がある。

このことから、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催することとする。

## 2. 名 称

本研究会は、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

## 3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

（別紙） 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 名簿（五十音順、敬称略、◎は座長）

井手 英策（慶應義塾大学経済学部教授）	小室 将雄（有限責任監査法人トーマツパートナー）
稲垣 敦子（東京都財務局主計部公債課長）	齊藤 由里恵（相山女学園大学現代マネジメント学部准教授）
今井 太志（北海道総合政策部政策局総合教育担当局長）	迫田 昌寛（株式会社みずほ銀行証券部次長）
江夏 あかね（株式会社野村資本市場研究所研究部主任研究員）	関口 智（立教大学経済学部教授）
大塚 成男（千葉大学大学院人文社会科学部研究科教授）	南里 明日香（滋賀県総務部財政課長）
◎小西 砂千夫（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授）	平野 徹（京都市行財政局財政部財政課担当課長）

## 4. 運 営（略）

## 5. 開催期間

平成26年11月から開催する。

## 6. 庶 務（略）

# 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書（平成27年12月）概要

- 現行の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」。）では必ずしも把握しきれていない財政負担を客観的に把握するため、第三セクター等に対する短期貸付や公有地信託について健全化判断比率上捕捉する。
- 地方公会計によって把握される新たな財政指標による財政分析、指標の組合せによる財政分析等を行い、より分かりやすい財政状況の開示、財政運営への活用を促進する。
- 地方債制度の見直しに関しては、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点及び地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持する観点から、協議不要基準については緩和し、現在協議対象である範囲を、原則協議不要対象とするとともに、許可基準については変更せず。

## 地方財政の健全化

### 1 健全化法の課題への対応

健全化法の全面施行による地方財政の早期是正の促進・財政情報の開示の促進が図られてきたが、健全化法の新たな課題への対応が必要。

- ① 第三セクター等に対する短期貸付
  - ・第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付は、不適切な財政運営であるものもあり、早期の解消又は必要に応じて長期貸付等への切り替えを促すべき。
  - ・第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済が行われなくなるリスクが潜在しており、実質的に負担することが見込まれる額について、将来負担比率への反映を検討すべき。
- ② 年度を越えた基金の繰替運用
  - ・実質的には一般会計等に資金不足が生じている状況について十分な説明責任が果たされていないため、実態に即した財務状況が開示され、住民や議会等が客観的なチェックができるよう、決算書等への記載を促す措置を検討すべき。
  - ・詳細な実施状況について総務省においても把握し、必要に応じてきめ細かな助言を実施すべき。
- ③ 公有地信託
  - ・公有地信託の事業収支が悪化して資金不足が生じた場合、地方公共団体が費用補償を求められる可能性があるため、実質的に負担することが見込まれる額について、将来負担比率への反映を検討すべき。

### 2 財政分析のあり方

財政状況資料集において、財政指標の経年比較、類似団体比較、内訳分析等が実施されてきたが、公共施設等の老朽化対策といった課題が生じる中、今後はさらに以下のような対応が必要。

- ① 地方公会計による指標の追加
  - ・「資産老朽化比率」及び「債務償還可能年数」の財政状況資料集への追加を検討すべき。
- ② 指標の組合せによる分析
  - ・「将来負担比率と資産老朽化比率の組合せ」及び「将来負担比率と実質公債費比率の組合せ」の財政状況資料集への追加を検討すべき。
- ③ 既存指標の分析・活用の促進
  - ・経常収支比率（及びその内訳）の経年比較や類似団体比較による分析をさらに促進すべき。

## 地方債制度の見直し

### 1 地方債制度の変遷

地方債制度については、平成17年度までは全面的に許可制度の下で運用されてきたが、平成18年度から、許可制度から協議制度へ移行し、協議と許可の二本建ての制度となった。その後、平成21年度の健全化法の全面施行を経て、平成24年度に地方債（公的資金を充当するものを除く）について届出制度が導入された。

### 2 研究会設置と抜本的見直しにあたっての基本的な観点

第2次一括法附則123条に、届出制度導入後3年の施行状況を勘案し、「地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、（中略）地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直し」を行う規定が置かれた。

その際、第2次一括法に対する衆参附帯決議においては、リスク・ウェイトをゼロとする現行の地方債の取扱いを堅持することが強く要請されている。

上記を踏まえ、地方公共団体及び市場関係者の意見を伺いつつ、以下の基本的な観点から検討を行った。

- ① 地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点
- ② 地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持し、金融市場における地方債全体に対する信用を維持するという観点

### 3 地方債制度の抜本的見直し

- ① 地方債（公的資金を充当するものを除く）の発行に係る協議不要基準については緩和し、現在協議対象である範囲を、原則協議不要対象とすべき。
  - ・実質公債費比率：16%⇒18%、将来負担比率：300%（200%）⇒400%（350%）、
  - ・協議不要基準額：廃止、実質赤字比率・資金不足比率・連結実質赤字比率：変更せず
- ② 地方債の発行に係る許可基準については、変更すべきでない。
- ③ 公的資金充当の地方債については、引き続き届出制度の対象外とすべき（特別転貸債及び国の予算等貸付金債については新たに届出制度の対象とすべき）。
- ④ その他の許可制度（不正行為等及び標準税率未滿による許可制度）に係る要件については、変更すべきでない。
- ⑤ その他（運用面での見直し）
  - ・新発債4月条件決定分の届出を可能な運用に変更することが適当。
  - ・協議等予定額の提出期限を可能な限り後ろ倒しにすることが適当。 等

# 地方財政の健全化に係る見直しについて

- **地方公共団体の財政の健全化に関する法律**(平成19年法律第94号)(以下「健全化法」)の**全面施行から5年以上経過し**、地方公共団体の**財政健全化の取り組みは、一定の進展**。一方で、地方財政の厳しい状況に変わりはなく、**財政健全化は不断の取り組みが重要**。

(参考) 財政再生団体 1団体 → 1団体 、 財政健全化団体 21団体 → 0

- このような状況の下、健全化法を運用する中で、**必ずしも現行制度では捉え切れていない地方公共団体の財政リスク**について指摘されていたことから、**財政状況を更に精緻に把握し、地方財政の健全化を一層推進**する。

- ① **第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付け**について、第三セクター等の経営状況が悪化した場合、当該貸付金の返済がなされず、地方公共団体の負担となるおそれがあることから、**将来負担比率に算入**。
- ② **不動産の信託**について、公有地信託事業等が悪化した場合、事業に係る負債を地方公共団体が負担するおそれがあることから、**将来負担比率に算入**。  
〔健全化法改正事項〕

15 <健全化法改正のイメージ(案)>

## 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(**将来負担額**)の標準財政規模に対する比率

### 将来負担額の内訳

- ・ 一般会計等の地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・ 公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・ 退職手当支給予定額
- ・ 地方公社や第三セクター等に係る負債の一般会計等の負担見込額 等

**将来負担額**に以下に係る一般会計等の負担見込額を追加。

- ① **第三セクター等に対する短期貸付金**  
② **不動産の信託に係る負債**